

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定申請手数料(R5.2.27改正)

令和5年2月

酒田市建設部建築課

◆低炭素建築物新築等計画の認定申請（都市低炭素法53条、54条）

(1)住宅部分

適用区分		認定申請			変更認定申請		
		適合証あり※1	誘導仕様基準※2	左記以外	適合証あり※1	誘導仕様基準※2	左記以外
一戸建ての住宅	～200㎡以内	5,000円	18,000円	35,000円	3,000円	9,000円	18,000円
	200㎡超～500㎡以内	5,000円	19,000円	39,000円	3,000円	10,000円	20,000円
共同住宅等	～300㎡以内	10,000円	33,000円	70,000円	5,000円	17,000円	35,000円
	300㎡超～500㎡以内	20,000円	58,000円	117,000円	10,000円	29,000円	59,000円

※1 適合証あり:登録住宅性能評価機関、登録建築物調査機関で事前に技術審査を受けて認定を受ける場合

※2 誘導仕様基準:建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

(2)住宅以外の部分

適用区分		認定申請			変更認定申請		
		適合証あり	適合証なし		適合証あり	適合証なし	
			モデル建物法	標準入力法 主要室入力法		モデル建物法	標準入力法 主要室入力法
住宅以外	～300㎡以内	10,000円	88,000円	231,000円	5,000円	44,000円	116,000円
	300㎡超～500㎡以内	17,000円	113,000円	290,000円	9,000円	57,000円	145,000円

※ 1の建築物に住宅部分、住宅以外部分の両方が存在する複合建築物について、認定申請を行う場合の手料金は、(1)、(2)を合算して算定する。

◆改正日

令和5年2月27日